

<書評と紹介> 三浦圭介・小口雅史・斉藤利男編 『北の防御性集落と激動の時代』

遠藤, 祐太郎 / ENDO, Yutaro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

55

(終了ページ / End Page)

61

(発行年 / Year)

2006-09-30

〈書評と紹介〉

三浦圭介・小口雅史・斉藤利男編

『北の防御性集落と激動の時代』

遠藤 祐太郎

近年、防御性集落をめぐる議論がとみに活況を呈しつつある。

これまで文献上から蝦夷反乱の記録が途絶え「平和」と「安定」が齎されたと考えられてきた十世紀後半以降十一世紀代にかけて、郡制未施行の東北地方北部（概ね北緯四〇度以北）に突如出現した数々の「防御的」な集落の存在は、文献からは窺い知ることのできない激動の社会状況が当該地域に生じていたことを物語るものであり、文献史学研究にも大きなインパクトを与えるきわめて重要な考古学的知見として注目される。本書は、そうした防御性集落をめぐる一九九六年と二〇〇五年に青森県にて開催された二回のシンポジウムの内容をもとに編まれたものであり、第一線の研究者諸氏によって現時点における防御性集落研究の到達点と今後の課題・論点を示された画期的な一冊といえるであろう。本書の構成は以下のとおりである（括弧内は執筆著者、敬称略）。

はじめに（小口雅史）

第一部 日本史のなかの「防御性」集落

講演 考古学からみた戦争（佐原真）

調査報告 高屋敷館遺跡（畠山昇）

書評と紹介

近年の高屋敷館遺跡調査をめぐる（木村浩一）

討論 防御性集落の時代の北の社会をどのようにとらえるか
防御性集落の終末と諸郡の建置（入間田宣夫）

第二部 北日本古代防御性集落をめぐる

古代防御性集落と北日本古代史上の意義について（三浦圭介）
青森県における防御性集落の時代と生業—その考古学的現状の確認と仮説の検証を中心に—（佐藤智生）

秋田県における古代防御性集落（高橋学）

北上盆地からみた東北北部の古代社会（八木光則）

岩手県の防御性集落（工藤雅樹）

防御性集落の時代背景—文献史学の立場から—（小口雅史）
討論 北日本の古代防御性集落をめぐる

「北の古代防御性集落」研究の到達点と課題（斉藤利男）

青森大会シンポジウム参加記（菊池徹夫）

防御性集落事例集

あとがき（三浦圭介）

第一部は、高屋敷館遺跡（青森市浪岡）の発見をうけて開催された「弘前シンポジウム⁹⁶ 日本史のなかの北の「防御性」集落」（一九九六年十月六日、於弘前駅前市民ホール）の内容をもとに構成され、同遺跡についての検討がメインとなっている。

佐原氏は、人類の歴史において戦いがはじまったのは、農耕の開始によって食料採集段階にはなかった「蓄え」が生じ、それを奪い取ろうとする経済的動機が生じたからであると説く。そして考古学的に「戦いのあった社会」を証明する材料として、①守り

の村(防御を固めている村)、②武器、③武器で殺傷された人の墓、④武器を副えた墓、⑤祭祀の道具になった武器、⑥戦闘場面を表した造型作品の存在を挙げ、こうした証拠から弥生時代、九州・四国・本州で戦いがあったことがわかるとしたうえで、高屋敷館遺跡をこれら弥生の「守りの村」と比較。遺構については「内側に濠、外側に壁」という特徴が共通することを指摘し、濠は空壕なのか水を入れた壕なのかと問題提起。遺物については、一般的に武器はあまり見つかからない傾向にあるが、鎧の小札や矢尻、盾などは出てくる可能性があり、また馬がいたかどうかについても考慮していく必要があると指摘している。

畠山氏の報告は、シンボジウム開催時における、高屋敷館遺跡の調査成果を述べたものである。遺跡の最大の特徴は、北々西々南側の三方を大規模な土塁と壕で、東側を大釈迦川に面した急崖によつて囲まれ、ほぼ完全に周囲から遮断されている点にある。環壕内部からは多数の堅穴住居跡が重複して見つかつており、銅の製錬や鉄器の製造が行われた鍛冶工房跡、錫杖状鉄製品(小札?)や内耳土器が出土した住居跡、井戸跡もある。掘立柱建物跡は一棟しか見つかつていない。西側の環壕と土塁がずれている部分に入入口があり、木橋が架かっていたと思われる。九世紀末頃から十世紀初頭頃に集落が営まれ、十世紀中葉以降に環濠集落が形成、十二世紀初頭までは存続していたと考えられ、また少ないとはいえ鉄製武器の存在は、戦闘の行われている社会的背景があったことを示すものであろうと考察している。

これに対して木村氏は、その後の調査結果から、威容を示すこ

とに重きを置いた自己顕示性集落と解釈している。すなわち、①主要部(環壕内部) 西側にのみ柱列(柵?)が設けられ、②土塁も西側については大規模かつ丁寧に造られ、北・南側では省略されている感が強く、③北・南側では建物が壕近くまで配置されるが、西側では柱列と壕の間には建物が無いなど、集落は西側偏重の造りとなっており、防御を主目的とする集落としては不自然である。遺物についても、鉄鎌や刀剣類などの武器・武具の類が農耕具に比べて特段に多かつたり特異な様相を示していたりするわけではなく、いっぽうで錫杖状鉄製品や土鈴などの特殊な遺物が大量に出土している。また、西側土塁が道路に隣接するのも防御的観点からは疑問である。よつて、南からの来訪者に「見せる」ことを意識して造られた集落ではないかというのである。

討論では、佐原氏の講演および三浦・畠山両氏の報告をうけて(三浦氏の報告内容は第二部と重複するため、第一部では割愛されている)、防御性集落の分布・形態・年代観について、および時代背景や防御の対象といった点について議論されている。筆者がとりわけ面白いと感じたのは、土塁が壕の外側にあつて防御できるのかという疑問に対する市村高男氏のコメントで、足場の不安定な狭い土塁に立つとかえつて内側から射程しやすくなるゆえ、外側から攻めにくい合理的な備えであるというのである。また、青森と北海道の擦文集団との交易・交流について、三浦圭介氏は両者は一体化した社会で、防御性集落の成立にも擦文集団が直接・間接にかかわっていたとみるのに対し、天野哲也氏は交易は限定的なもので、防御性集落の成立も青森や東北北部のなかでの問題

と考えるべきであると指摘する。この点も興味深い。

入間田氏は、防御性集落の終末について、十二世紀初頭における郡制の施行をその契機と見る遠藤巖氏のコメント（第一部討論参照）を踏まえ、諸郡が一斉建置されたのは延久二年（一〇七〇）北奥合戦の数年後と考えた方がよく、在地の首長らを臣従させた「最初の実力者」は鎮守府將軍清原真衡であつたらうと指摘。また、郡制の施行に際しては政治的な環境や生業のあり方の差から社会変革が急進的に行われた地域と漸進的だった地域とがあり、そうした地域差は防御性集落の形態の地域差と密接に関連していたのではないかと指摘。そして、防御性集落の成立・展開を農業生産の発展のみで説明することはできないとし、防御性集落の存立基盤や類型、定義そのものを議論し直す必要性を喚起する。

第二部は、近年盛岡を中心に活動している蝦夷研究会が青森県埋蔵文化財調査センターおよび北方島文化研究会と共催した「蝦夷研究会青森大会シンポジウム 北日本古代防御性集落をめぐって」（二〇〇五年九月十七〜十八日、於青森市ホテル・アラスカ）の成果をもとに編集されたものである。

三浦氏の論点は多岐にわたっている。北奥羽の防御性集落は、同時期中奥羽の奥六郡・山北三郡地域に併存した安倍氏・清原氏の拠点施設とは明らかに異なるもので、その構造上から「上北型」と「津軽型」に大別できるとし、両者の差異は「上北型」地域と「津軽型」地域の社会構造の反映であるとする。防御性集落がいくつかの地域に集中分布する現象は各部族もしくは「部」等の行政的なまとまりを示すものと解され、うち馬淵川水系・上北

湖沼群・下北半島の各ブロックは「陸奥話記」天喜五年（一〇五七）九月条にみえる「鉈屋・仁土呂志・宇曾利三部」に比定され、近年発見された林ノ前遺跡（八戸市尻内町）は「三部夷人」の「首」に擁立された「安倍富忠」の拠点と考えられる。防御性集落の性格をめぐっては「結果」「権威の象徴」「集団意識の高揚」とみる異論も提示されているが、主目的は敵からの防御であつたとしか想定できない。具体的には、北奥羽の生産物や北海道との交易品の直接管理・支配を目論む安倍氏・清原氏への備えとして十世紀第3四半期初頭頃に発生し、岩手県北地域・秋田県北地域の集落については安倍氏・清原氏の直接管理下に入った十世紀末から十一世紀前葉に、青森県域・道南地方の集落については郡郷制が施行された十一世紀末頃から十二世紀第1四半期までに、それぞれ終焉を迎えたとしている。

佐藤氏の論考は、防御性集落研究の現状に対する厳しい批判にはじまり、出土状況を吟味し、量的評価を明確な形で行うなどして客観性を高めていかねばならないと提言。そのうえで、当該期の各種生業について豊富なデータをまじえて慎重に検討した結果、防御性集落期に特有の生業というものは認め難く、その多くは集落数が急増し各種産業が勃興した九世紀後半という画期の延長線上に位置づけられると分析。承和・斉衡年間（八三四〜五六〇）の陸奥側からの奥地逃亡や元慶三年（八七九）の出羽側からの奥地逃亡（日本三代実録）同年三月二日壬辰条などによつて各種産業の技術流入・定着が促進された可能性を指摘する。

高橋氏は、秋田県における防御的な区画施設を取り込んだ集落

を分析し、柵列（板塀）を居住域の外縁にめぐらせたものを成立期の様相とみる。九世紀末から十世紀前半代に板塀列を構築した上野遺跡（秋田市河辺）は、その構成員が米代川流域（以北？）出自の可能性があり示唆的である。次いで十世紀中頃までに柵列をめぐらせる集落が米代川流域に出現。いっぽう空掘を区画施設とする集落は十世紀中頃に米代川河口域にて成立、後半代に入ると中・上流域にも急速に拡大するという。清原氏関係の遺跡と目される大鳥井山遺跡（横手市大鳥町）や虚空蔵大台滝遺跡（秋田市河辺）は、同時期の米代川上流域の集落とは明らかに異質であるという。

八木氏は、北上盆地と東北北部の集落様相を対比し、七〜八世紀まで相違はほとんどみられないが、九世紀以降、北上盆地では大型の掘立柱建物が普及し堅穴住居は小型均一化していくのに対し、北部では小型の掘立柱建物と大型の堅穴住居が残り、地域差がしだいに顕著になっていくと分析。胆沢城の広域支配下にあった集落を超えた有力者が台頭しつつあった北上盆地社会ではやがて安倍氏による支配がはじまり、朝貢・饗給による支配を受け集落内の階層性を維持したままであった北部社会では、城柵という後ろ盾を失って各集落が自立を強化する必要性に迫られ、集落を囲郭するに至ったとし、国家による蝦夷分断政策がかかる地域差を生じさせたと指摘する。区画施設については、大溝（〇・五〜一・八m（身長以下））と堀（深さ二・五m超（身長以上））とは画然と使い分けられており、大溝には区画線としての意味があったとする。囲郭集落の年代については、津軽では十一世紀前葉、上津野

では十一世紀中〜後葉までに終末を迎えるともみている。

工藤氏は、岩手県北部の高地性型の防御性集落として、子飼沢山遺跡・暮坪遺跡・暮坪Ⅱ遺跡北地区・同南地区・スパット遺跡（八幡平市西根町）・黒山の昔穴遺跡（九戸村江刺家）の事例を紹介している。うち八幡平市内の五遺跡は、標高三〇〇〜五〇〇mの高地または丘陵地に位置し、少数の大型住居と多数の中型・小型住居からなり、年代については前三者が十世紀後半〜末頃、後二者は十和田a火山灰降下（九一五）後と考えられる。黒山の昔穴遺跡は十世紀末を中心とする時期の高地性集落で、坏の占める割合が高く、その製作技法も八戸市周辺から出土したものに類似するという。なお、子飼沢山・暮坪・黒山の昔穴各遺跡においては火災で焼失した住居跡が確認されているという。

小口氏は、防御性集落誕生の歴史的背景について考察している。東北北部のうちでも北緯四〇度以北の本州北端地域は、北海道および北緯四〇度以南の中央権力の及ぶ世界との交易・交流の舞台であった。いわゆる「鎮守府・秋田城体制」説においては十世紀初頭が画期とされてきたが、同時期は北方支配の準備段階であり、本格的な画期は十世紀後半から十一世紀にかけて国家の支配領域が本州北端へと拡大し、交易制（陸奥交易御馬、交易絹、貢金、交易雑物）が整備されていく時期であった。ちょうどこの時期、北方系産物の入手と深く関わる地域において防御性集落が展開していった背景には、在地におけるさまざまなレベルでの軋轢（国守らと蝦夷系豪族あるいは王臣家の使らとの軋轢、蝦夷系豪族と北の世界の現地住民との軋轢、安倍氏・清原氏との緊張・対立、

集落相互の軋轢など)が発生していたことが想定され、それぞれに応じた形で防御性集落の類型化が可能ではないかとする。また、新田(一)遺跡(青森市新田)のように防御性集落全盛期に防御施設をもたず中央的な文化遺物が出土するような遺跡は、北と南の文物の結節点に位置する当地ならではの交易拠点ではないかとし、交易(儀式)の場と防御すべき生活の場とが分離して存在していた可能性を指摘する。

討論では、各氏の報告をうけて、防御性集落の出現および終焉の時期、時代背景、形態分類、安倍氏・清原氏の城柵との関係性といった点が議論されているが、とりわけ年代観をめぐる三浦氏と八木氏の認識のズレは大きい。高屋敷館遺跡の終焉を八木氏は土器編年を根拠に十一世紀前半とみるが、三浦氏は橋脚や折敷の年代から十二世紀初頭であるとし、十一世紀後半〜十二世紀前半の上器編年は明確でないうえ、十一世紀以降北奥と中奥では土器のあり方が異なってくるため多賀城編年や秋田城編年をそのまま当てはめることはできないと主張する。また八木氏は、集落を防御的とみることも自体にも異を唱えている。

最後に、斉藤氏および菊池氏が「参加記」の形で、各氏によって示された論点を整理・分析し、今後に向けた課題を提起している。斉藤氏は、防御性集落の類型化にあたっては三浦氏や藤原氏が提示したような形態面の分類とは別に、「拠点集落」「一般集落」「要塞集落」といった政治的・社会的分類が必要であると指摘。諸論者間で食い違う年代観を特定していくためには、考古学的指標の比較検討に加えて文献史料面からの分析も不可欠であると

し、「交易」に関してはその具体的内容を知りうる手がかりが少なからず存在していると指摘。「拠点集落」にして「殲滅戦」が行われた舞台とみられる林ノ前遺跡の意義をもっと積極的に評価すべきであると強調している。菊池氏は、三浦氏らの防御性集落論の通説性を認めつつ、八木氏に代表されるような異論との整合性を図っていく必要があると指摘している。

本書を通読して改めて、防御性集落への視点なくしてこの時代・地域の理解はできないであろうことを痛感した。とくに前九年合戦(一〇五一〜六二)や後三年合戦(一〇八三〜八七)を主たる研究対象とする筆者にとつて、その重要な史的背景をなすであろう北奥地域の動向を把握することは不可欠の課題であり、防御性集落が出現し、展開し、やがて消滅していった意味を考えずにはおられない。とはいえ、遺構・遺物の解釈や年代観の分析といった考古学の問題については門外漢に判断できようはずもなく、ここでは自らの問題関心と深くかわかる点について若干の感想を述べるにとどめたい。

三浦氏は、防御性集落期の北奥羽と中奥羽(奥六郡・山北三郡)では土器文化が異なることや、前九年合戦において安倍富忠が国府側に与して安倍頼時を死に至らしめたことなどを根拠に、「北奥地域は奥六郡の安倍氏と敵対関係にある一方、国府あるいは中央国家とは良好な関係にあった」と分析し、防御性集落とは「常に北奥の(中略)生産物や北海道との交易品の直接管理・支配を目標」む安倍氏・清原氏に対する備えであったとみているが、シンポジウムの場でも申し上げたように(二二四頁参照)こうした解

釈には従いがたい。小口氏が指摘するように当時の北奥社会ではさまざまなレベルでの軋轢や緊張関係が生じていたと思われ、安倍氏・清原氏や国府（国家）に対するスタンスもけつして一様ではなかったのではないか。『今昔物語集』巻三十一第十一話には「陸奥」国ノ奥ニ、夷ト云者有テ、公ニ随ヒ奉ズ、「頼時其ノ夷ト同心ノ聞エ有テ」とあり、前九年合戦期、安倍富忠を「首」として国府側に与した「夷人」もいれば、国府側に敵対した「夷」もいたことがみてとれる。「陸奥話記」天喜五年九月条にしても、見方によつては「甘説」をうけた「奥地俘囚」のうち、「三部」が国府側に与した（＝与しなかつた）「部」もあつたと読むこともできよう。そもそも、かかる唯一の、それも十一世紀中葉の戦乱期における「コマ」として確認されるに過ぎない「敵対関係」の事例を、いかようにも解釈可能な「状況証拠にすぎない」考古学的知見と結びつけ、防御性集落の時代・地域に通有のものであつたかのごとく論じるのは方法論的にも適切ではあるまい。北奥地域をおしなべて反安倍（清原）氏・親国府であつたとみることには無理があるように思われ、安倍氏が本格的に奥六郡に台頭していく時期も十世紀第三四半期初頭（氏の年代観でいう防御性集落の出現期）よりはやや降るように思われる。防御性集落が出現したそもそもの理由は「阿氏への備え」とは別なところにあつたのではないだろうか。八木氏や小口氏の指摘を踏まえつつ、十世紀後半以降における国府（国家）側、在地側双方の「変化」についてさらに検討していく必要があるだろう。

防御性集落の機能や役割を考えるうえで、その地域における

主要な交通路や河川などの位置関係にも注目する必要がある。それによつて、その集落の平時における社会的地位（人や物資の往来にどの程度影響力をもつていたのか）や戦時における防御体制（敵はどこから攻めてきて、それをどこでどのように防いだのか）を想定することが可能となろう。安倍氏の柵をめぐる「交通遮断施設」と「居館」という二つの類型が提起されているが、防御性集落の場合はどうなるだろうか。

奥羽両国における郡制未施行地域のうち、岩手県三陸沿岸にあたる閉伊地域にのみ防御性集落が存在していない点も気になつた。この地域は八世紀以前の段階から国家側と関わりをもち（『続日本紀』靈龜元年（七一五）十月丁丑条、弘仁二年（八一）の征夷では「尔薩体」とともに征討の対象とされたが（『日本後紀』同年三月甲寅条、平安時代を通じて郡が置かれなかつたという特殊な地域であつた。前九年合戦における動向はまったく不明であるが、延久合戦では「衣曾別嶋荒夷」とともに征討の対象とされた（『御堂撰政別記』裏文書、応徳三年（一〇八六）正月廿三日前陸奥守源頼俊款状）。国家側の記録においても「飽屋・仁土呂志・宇曾利」は「部」であるのに対し、閉伊地域は八世紀段階から一貫して「村」であり（「閉村」「尔薩体・弊伊二村」「閉伊七村山徒）、両地域は異なる扱いをうけていたものとみられる。閉伊地域は八世紀以来の製鉄地で、北方地域への鉄製品の供給元であるとともに、太平洋海上交通を介した交易拠点でもあつたとみられ、気仙郡と「三部」という安倍氏追討に連携した両地域に挟まれた地域でもある。そこに郡が置かれず、防御性集落も存在しなかつた意

味を考えていかねばなるまい。それはすなわち、北奥地域への諸郡建置の少なくとも史的前提をなすであろう延久合戦、ひいては防御性集落終焉の意味を考えることにもつながるはずである。またいっぽうで、郡とも「村」とも異なる「部」とは何であったのかについても、三浦氏や斉藤氏が指摘する防御性集落の地域的なまとまりとも照らして考えていく必要があるだろう。

以上、誠に要領を得ないコメントに終始してしまった。筆者の理解不足から各氏の意図するところを正確にお伝えできていない点多々あるかと思われるが、ご海容を請う次第である。

本書においては多くの点で諸論者間の「違い」が浮き彫りにされた感があるが、研究の進化のためにはそれは歓迎すべきことであり、積極的にその意義を評価すべきであろう。東北・北方史研究者のみならず、歴史研究に携わるすべての方々へぜひご味読いただきたい一冊である。本書において示された数々の成果と課題をたたき台として、今後防御性集落研究がさらなる発展を遂げていかれることを祈念しつつ擲筆したい。

註

- (1) 羽柴直人「安倍氏の「柵」の構造―『交通遮断施設』の視点から―」(『平泉文化研究年報』四、二〇〇四年)、「安倍氏の柵の構造(2)―居館としての柵―」(『同』五、二〇〇五年)。
 - (2) 樋口知志「蝦夷と太平洋海上交通」(『日本史研究』五一、一、二〇〇五年)。
- 〔二〇〇六年八月刊 三〇四頁 七〇〇〇円＋税 同成社〕

根崎光男著

『生類憐みの世界』

安田 寛子

本書の著者根崎光男氏は、法政大学人間環境学部教授として、日々教育と研究に取り組まれている。そのなかで著者が留意するのは、先人の環境や環境問題との関わり、環境対策への知恵を探り、その環境破壊や環境管理などのメカニズムを、政治・経済・社会の問題とリンクさせて考えることができるようにしようということである。著者が本書において「生類憐みの令」を取り上げるのも、昨今の稀少動物の保護の問題や、鳥獣害への対応の問題などを解決していくための一助として、今一度人間と動物との関係を考えてもらいたいという意図がある。

「生類憐みの令」は、江戸幕府五代將軍の徳川綱吉政権下で触れられた法令として、誰もが知っているが、一般には悪政の典型として捉えられることが多い。しかし、現在の研究状況では、その事実関係や歴史的評価は、必ずしも定まっているとはいえない。本書はそのような状況を打開し、「生類憐み」という政策を持つ、政治的・社会的意味を問い直すことを目的としている。ただし、従来の「生類憐みの令」という視点では、法令に表れない生類憐み関連の施策を見失ってしまう可能性がある」と著者は指摘する。つまり、放鷹制度の縮小・廃止や鉄砲改め、捨て牛馬・捨子の禁